

分野別評価結果等の活用について

(1) 通則

事項	備考
活用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価結果 ✓ 評価結果の根拠をなす資料
分野別評価の種類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 下記①～③の何れか ①. すべての専門職大学院認証評価 ②. 認証評価ではない分野別評価のうち、本協会があらかじめリスト化するもの ※リストは、本協会ウェブサイトで掲示します。 ③. その他、本協会が個別に審査して適当としうるもの。 ※リストにない分野別評価の結果等を活用予定の大学は、下記「申し出の手続」によって申し出てください。
申し出の手続	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記「分野別評価の種類」③の場合は、指定する時期に必要な資料を本協会に提出してください。 <時期> 評価を受ける前年度の5月1日から5月31日 <申請資料> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別評価結果等の活用にかかる申請書（様式16）、 ・評価結果 ・評価基準
活用可能な範囲となる 評価事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準2及び基準4

考慮できる分野別評価を受けた時期	✓ 前回の機関別認証評価を受けてから、機関別評価（同時受審含む）まで。 （例）2025年度大学評価申請（前回2018年度申請）の場合 …2018年度～2025年度の間に受けた分野別評価に関する資料が活用可能
------------------	---

（2）評価基準ごとの取扱い

<基準2>

事項	備考
点検・評価報告書	✓ 評価項目①（内部質保証の運用実態に触れ内部質保証が有効に機能していることを説明する箇所）においては、内部質保証にかかる取り組みの一つとして、分野別評価を受けたことに言及する。 なお、分野別評価で提言等の指摘を受けた場合は、どのような指摘を受け、そして大学としてどのように受け止めて対応したかを言及することが必須。
根拠資料	✓ 学部・研究科の一部が分野別評価を受けているに過ぎない場合（例：工学部の一部のみがJABEE認定。法科大学院認証評価を受けたのは法学研究科の一専攻）は、評価を受けていないものについて通常通り別途資料を用意する必要があるので注意。

<基準4>

事項	備考
点検・評価報告書 （全学的観点からの記述）	✓ 通常通り記述。
点検・評価報告書 （学部・研究科への言及）	✓ 分野別評価を受けた学部や研究科を例示の対象とする場合、その学部・研究科については分野別評価結果等を参照先とすることで記述を簡易にすることが可能。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 【記述例：教育課程の実態（評価項目②）】 </div>

		<p>歯学部教育課程については、講義・演習科目（主に1～5年次）と病院実習（5年次後半・6年次）による段階的な教育課程を編成している（カリキュラムの詳細は、資料 X-X「20XX 年度歯学教育評価点検・評価報告書」「20XX 年度歯学教育評価結果」参照）。</p>	
	根拠資料	<p>◇ 活用するにあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別評価を受けた後にカリキュラム改定をしている場合は、そのことを説明し、改定後も適切であることを証明することが必要。 ・ 総合大学の場合など、分野別評価を受けていない学部や研究科がある場合は、例示はそうした学部・研究科からも必ず取り上げること。 ・ 分野別評価を受けた学部であっても、対象となっていない学科・専攻といった教育課程がある場合※は、分野別評価結果等を活用しつつも、そうした学科・専攻等についても追加的な記載が必要。 <p>※例：<u>一部学科だけが JABEE 認定を受けた工学部</u></p>	
		<p>✓ 記述を直接に裏付ける資料である限りにおいて分野別評価の評価結果、その根拠をなす資料を活用可能。</p>	

以上